

八戸 I P 知的財産リーフレット・シリーズ

No. 21

本シリーズは、特許を始めとした知的財産に関するさまざまな知識・情報について、おおまかにわかりやすく解説・紹介するものです。



意匠による権利保護の可能性__外観に特徴のあるアイデアならば・・・

1. ある日、相談室で・・・（仮想現実的小話）

最近、介護分野に特化した独自製品開発で注目を集め始めているQ社の社長さんが、こう言いました。

「とにかく、いろんなご要望をいただくんですよ、施設を回っていますと。大きな地震のときでも簡単に倒れたり動いたりしない点滴スタンドはないか、とか。段差を通るときに振動の少ない台車や車椅子がほしい、とか。障害のある方でも自分でうまく食事のできる食器があればいい、とか。それでみんなで知恵しぼって、カタチにするんです、うちの会社で。けっこういいアイデアが出るんですよ。それを全部、特許で抑えられればいいんですけど、時間も費用もかかって大変ですよ、特許って。やっぱり特許事務所に頼まないといけないし。なんとか、あまりお金をかけずにできる方法はないでしょうかねえ」

近頃は各地のデパートに呼ばれての催事出展や、ギフト開発の比重が大きくなってきたビストロ・M屋のシェフは、こう言いました。

「うちなんか、いくら売れる商品を開発しても、大きなところに目を付けられてマネされたら、もうダメだもんね、とても太刀打ちできないよ。かといって、特許なんかやるカネないし。知的財産制度なんて、結局、カネのある大企業だけのものなんですかい、と言いたくなっちゃうよ」

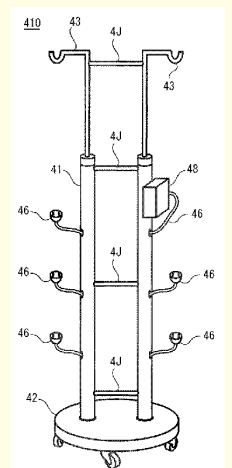
・・・なかなか、返すコトバに困ります。アイデアを、それを考え出した人たちを、もっとお手軽に保護できる仕組みがあるべきだ、と私も思います、常々。

でも、そういう仕組みがいつか実現するのを、のんびり待っているわけにもいきません。とにかく今できる方法で、なんとかするには・・・＜意匠制度＞は、けっこう使えるかもしれません。

2. 「意匠」とは？

意匠 = 物品*の形状、模様、もしくは色彩、またはこれらの結合であって、視覚を通じて美観を起こさせるものをいう。
※物品には、物品の部分も含む。 (意匠法2条1項から)

そもそも「意匠」とは、なんでしょうか？ 法律上の定義は上記のとおりですが、この定義の中の＜美観＞とは、＜特徴的な印象＞くらいに受け取っていただければOKです。たとえば、右の図で表現された一風変わった点滴スタンドの＜意匠＞は、この点滴スタンドという＜物品＞が備えている＜形状＞であって、＜視覚＞を通じて＜特徴的な印象＞を起こさせる、そういう意匠だというわけです。



一方、左の写真によって表現された食品包装箱の＜意匠＞は、この包装箱という＜物品＞が備えている＜形状と模様と色彩の結合＞であって、＜視覚＞を通じて＜特徴的な印象＞を起こさせる、そういう意匠だということです。

なお、＜形状＞は意匠の必須要素ですが、＜模様＞や＜色彩＞は備えていなくても＜意匠＞である、といえます。

換言すれば、意匠 = 物品 (部分も含む) における、特徴的な印象のある外観。 といえます。

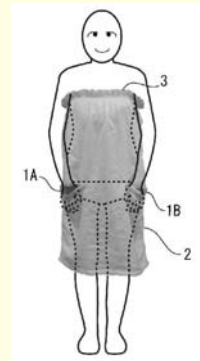
3. 権利保護として「意匠」を検討すべき場合

<その1> 外観の新しさだけでなく、アイデア性も認められるので、**特許出願をしてもよさそうなケース**だけれども、費用・時間などを考慮し、**最低限の権利保護として「意匠」**を選択する場合。

たとえばここに載せた、上部にオープンがついた薪ストーブや、女兒が屋外で着替えるときのためのサマードレスなどは、従来の課題を解決しようとする手段、あるいは従来の技術をさらに進めて便利さや機能を高めようとする手段ですから、これらは、文句なく「発明」であると認められます。



しかし、発明を保護する手段たる特許出願では、<発明>という一種独特な技術的概念を、コトバによって、適切に権利請求できるよう表現しなくてはなりません。そうすると通常は、専門家である弁理士に依頼せざるを得ず、費用が相当かかります。しかも特許手続は、相当の年数も要するため、なかなか大変です。



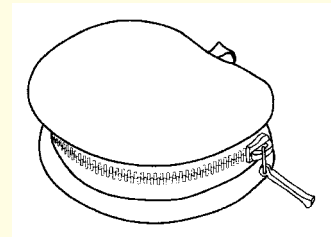
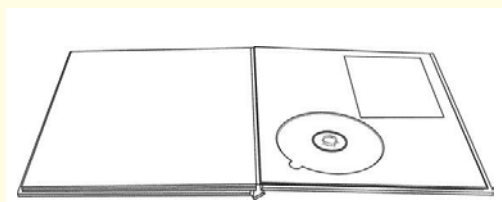
ところでこれらの<発明>が**もっている特徴**は、そのまま、<特徴的な印象のある外観>として現れている、ともいえますよね。

ということで、本来は特許出願が最善策なんだけれども、それが困難な場合は、せめて最低限の保護策として意匠登録出願をなさってはいかがですか？ と、私ならばオススメします。

なにしろ意匠は、<物品における特徴的な印象のある外観>を保護するものなので、出願書類に**文章はほとんど不要**。薪ストーブや点滴スタンドの、**正六面図**（さいころの各面の方向から見た図、または写真）さえ揃えられれば、初心者でも簡単に書類を作成できるため、敢えて特許事務所を使わなくても可能。しかも審査が早く、**だいたい半年～1年**もあれば○か●かが確定します。特許に比べれば、実に取り組みやすいお手軽な手続なのです。さらに、権利期間は**登録から20年**。「出願から20年」とする特許制度よりもオトクです。

ただし注意すべきことは・・・「出願書類につけた図面（写真）**そのものの意匠**と、それに**類似する意匠**」が**権利範囲**だということ。<類似>という、客観性に問題をはらむ概念をどう考えた上で、どのような出願手続にするか。**事前に、弁理士など専門家の意見**を、是非聞いてみるべきです。

<その2> アイデア性というよりも、正に外観の新しさが特徴なので、素直に「意匠」と捉える場合。何らかの課題を解決する、という発明的な特徴があるかどうかは疑問ですが、<特徴的な印象のある外観>を備えていることには間違いのない——そういう場合には、迷わず意匠登録出願を採ります。



空気清浄機という<物品>における**従来よりも厚さが1 cm薄い**という<特徴的な印象>の<形状>をもつ意匠、写真アルバムにおける**DVDはめ込み用くぼみ**という<特徴的な印象>の<形状>をもつ意匠、**バウムクーヘン**における**黒色**という<特徴的な印象>の<色彩>をもつ意匠、財布における**リンゴ形**という<特徴的な印象>の<形状>をもつ意匠・・・これらは全て、意匠登録されたものです。本当に、ちょっとした特徴があるだけで、意匠としての権利化は可能なのです。

3. 出願書類は自前でも可能

さて、正六面図（図面または写真）さえあれば出願書類は自前でも作成可能、と言いました。しかし一方、<類似>をどう考えて手続するべきか、とも言いました。特許出願に比べれば格段に取り組みやすい<意匠>ですが、注意すべき点はけっこうあります。今回は、そのあたりのことを説明します。

（本稿作成 2013年2月）

●無料相談受け付け・対応

発明、商標などの知的財産に関するご相談に、弁理士が無料で対応しております。申し込みは、お電話で。⇒ 時間は原則として30分以内です。

●特許・商標情報などの検索調査の方法、社内セミナーのご要望についても、お気軽にお問い合わせ下さい。

●問合せ先 八戸インテリジェントプラザ 相談受付

TEL 0178-21-2111

FAX 0178-21-2119

URL <http://www.hachinohe-ip.co.jp>

〒039-2245 青森県八戸市北インター工業団地一丁目4番43号